

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務				担当部局庁		経営局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室		金融調整課		金融調整課長 村井 正親		
会計区分	一般会計				施策名		⑤意欲ある多様な農業者による農業経営の推進				
根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第2項及び第3項				関係する計画、通知等		—				
事業の目的	東日本大震災により甚大な影響を受けた事業者が経営維持に必要とする資金の融通を円滑にする。										
事業概要	・ 東日本大震災により経営に甚大な影響を受けた者が復旧・復興の取組を行うために必要となる資金を円滑に融通できるよう、 ・ 日本公庫が指定金融機関(政投銀及び商工中金)に対して、 ・ リスクの一部補てん(損害担保)及び利子補給金の交付(危機対応円滑化業務)を行うために必要となる資金を、 ・ 国が日本公庫に交付する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☒ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		397		397		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(年度)						
	内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等の危機発生時において、事業者の経営維持に必要な資金調達を支援するという危機対応円滑化業務の性格上、下欄のとおり実績は大きく変動するため、貸付実績等を積極的なものとしての定量的な目標とすることはなさない。		—	—	—		危機対応円滑化業務融資等実績		億円	(—) 120	
単位当たりコスト	1,044,285 (円/件)(見込み)				算出根拠		出資金実績(731百万円)(貸付全期間分)÷損害担保件数(全期間分)(700件) (700件＝12,000百万円÷1件当たり120百万円×平均貸付期間7年)				
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本事業は被災事業者等が復旧・復興に向けて再スタートを切るに当たり問題となる二重ローンへの対応、事業継続のため被災事業者等に対する資金繰りを支援するもの。「復興への提言」第2章(5)①、「東日本大震災からの復興の基本方針」5(3)① i					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地において、地域経済活動を担う食品製造業等について、早期の復旧・復興を通じ、雇用の場の提供や地産農林水産物の加工・流通等地域振興への貢献が強く期待。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						資産を失った被災事業者等の復旧・復興の取組のために必要となる資金を円滑に融通するためには、損害補填等は効果的な手法。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災事業者等の借入れによる取組を支援するものであり、費用対効果、効率性は高い。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						民業補完の役割を担う日本公庫が、指定金融機関から円滑な資金調達が行われるように行う信用供与等(リスクの一部補てん及び利子補給)について、国が特別に支援するものであり、役割分担は明確。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						被災農業者等向け金融支援のための他の事業(農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業、日本公庫資金円滑化貸付事業、株式会社日本政策金融公庫補給金、農業経営復旧・復興対策特別保証事業)とは異なり、中堅食品製造業等向けの支援措置として整合的・計画的に実施。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						既存の融資制度の拡充措置であり、直ちに事業実施が可能。日本公庫において、債務保全の状況管理をすることとなっており、適切な進行管理が可能。					